

割引規約

(事例割引)

株式会社リクルート

この割引規約（事例割引）（以下「本規約」といいます。）は、株式会社リクルート（以下「当社」といいます。）が提供する電力サービス「おみせのでんき produced by Airレジ」（以下「おみせのでんき」といいます。）の電気料金に関する事例割引の詳細を定めたものです。なお、本規約と電気需給約款との間に矛盾・抵触等がある場合、本規約を優先して適用するものとします。

第1条 事例割引の概要

当社が任意の期間で実施する、「おみせのでんき」等の当社のサービスに関するアンケート調査および取材にご協力の意思を表明していただくことで、毎月の電気料金より所定の金額を割引します。

第2条 適用条件

- (1) 当社は、お客さまが以下の各号に掲げる条件（以下「割引条件」といいます。）を全て満たしたと当社が判断した場合に、事例割引を適用します。
 - 1.お客さまが、おみせのでんきその他の当社のサービスに関するアンケート調査、取材、またはその両方に協力する旨の意思を当社所定の様式に従って当社に表明すること
 - 2.お客さまが契約するおみせのでんきの契約種別が、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C、動力（低圧電力）のいずれかであること
- (2) 前項の規定にかかわらず、必要な情報を提供いただけない場合や、電気の供給開始の手続きに支障がある場合その他当社が不適切と判断した場合には、事例割引を適用しないことがあります。
- (3) 事例割引は、セット割引とのみ重複して適用することが可能であり、他の割引施策とは重複して適用はされません。

第3条 適用期間

- (1) 事例割引は、割引条件を満たした日以降最初に到来する検針日から、第5条に定める適用終了日以降最初に到来する検針日の属する月までの間、適用するものとします。
- (2) 事例割引の適用開始時および適用終了時には、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

第4条 割引内容

- (1) 当社は、お客さまが割引条件を満たす場合、お客さまが表明した協力内容に応じて下表記載の割引金額を、従量電灯の電気料金（従量電灯を契約していない場合は動力の電気料金）のうち電力量料金（税込み。以下同じ。）から割り引きます。なお、電力量料金が当該割引金額を下回る場合（セット割引と重複して適用する場合は、セット割引による割引後の電力量料金が、当該割引金額を下回る場合）は、当該電力量料金を割引金額とします。

1.アンケート調査協力のみ

割引対象	割引金額
------	------

電力量料金が330円/月以上	330円
電力量料金が330円/月未満	電力量料金

2.取材協力のみ

割引対象	割引金額
電力量料金が550円/月以上	550円
電力量料金が550円/月未満	電力量料金

3.アンケート調査協力及び取材協力

割引対象	割引金額
電力量料金が880円/月以上	880円
電力量料金が880円/月未満	電力量料金

- (2) お客さまが同一店舗で複数のおみせのでんきに係る電気需給契約を締結している場合、当該店舗の電力量料金の合計額から前項に定める割引金額を割り引きます。この場合、各電気需給契約に割当てする割引金額は当社が任意に設定できるものとします。なお、同一店舗であるか否かは、AKRコードが同一か否かで判断します。

第5条 適用終了

当社は、以下の各号に掲げる事由が発生した場合、お客さまに事前に通知することなく、事例割引の適用を終了することができるものとします。なお、具体的な適用終了日は、以下の各号に掲げる事由が発生した日以降の当社の任意の日とします。

- 1.お客さまが割引条件を一つでも満たさなくなった場合
- 2.お客さまが電気需給約款第22条（中途解約）または電気需給約款第23条（契約の解除および期限の利益の喪失）に掲げる事由に1つでも該当したと当社が判断した場合
- 3.第7条第2項に基づき、本規約を廃止した場合
- 4.お客さまが、当社所定の方法により第2条第1項第1号の表明を取り下げた場合
- 5.お客さまが第2条第1項第1号の表明をし、当社からアンケート調査、取材又はその両方の協力を依頼したにもかかわらず、過去1年以内に複数回当該依頼に応じなかった場合
- 6.その他当社が事例割引を適用することが不適切と判断した場合

第6条 遡及条件

前条第5号に該当したことより事例割引が適用終了となった場合、適用終了日までに事例割引により割引かれた金額の合計金額（最大12か月分）を当社にお支払いいただく場合があることについて、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

第7条 本規約の変更および廃止

- (1) 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、電気需給約款2（電気需給約款の変更）に準じ、あらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を当社

Webサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、事例割引は変更後の本規約によります。

- (2) 当社は、本規約を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本規約の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気需給約款第2条（電気需給約款の変更）第3項に準じます。

第8条 その他

- (1) 本規約に定めのないその他の事項については、電気需給約款の定めるによるものとします。
- (2) 本規約の解釈や事例割引の適用について疑義が生じ、又は事例割引に関して本規約および電気需給約款に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、お客さまはあらかじめこれを承諾するものとします。

第9条 実施期日

本規約は、2021年4月30日より適用します。